

再生可能エネルギーの導入促進

政策提言先 資源エネルギー庁

政策提言の要旨

現在、国の総合資源調査会総合部会において、中長期のエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」が議論されていますが、いずれにしても、国がめざすエネルギーのベストミックスを実現させるためには、再生可能エネルギーの飛躍的な導入が必須となります。

一方、中山間地域には、再生可能エネルギーの導入の適地が多く存在しますが、導入を阻害する様々な要因があります。そのため、資源の有効活用と再生可能エネルギーの導入促進に向けての積極的な支援を行っていただきたい。

【政策提言の具体的内容】

① 過疎地の中山間地域においては、再生可能エネルギーの賦存量が大きいにもかかわらず、送電インフラが脆弱なため、発電施設導入を断念せざるをえない場合もあることから、国の責任においてインフラ整備を進めていただきたい。

また、送電インフラが整備されるまでの間は、送電される電力の安定化のために発電事業者が導入する蓄電設備等に対して財政的支援を行っていただきたい。

② 事業化の検討において重要な要素となる買取価格と買取期間について、現状では年度末になっている決定、公表の時期について、遅くとも毎年1月には決定、公表していただきたい。また、風力発電や小水力発電については、事業の計画から運用開始までに相当の期間を要することから、平成26年度末までの3年間となっている優遇期間を、さらに5年間延長する等、固定価格買取制度の効果的な制度設計を行っていただきたい。

【政策提言の理由】

① 国においては、再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、出来る限り原発依存度を低減させるとの方向性を示しており、豊富な賦存量を有する中山間地域での再生可能エネルギーの導入促進策が重要となっています。

しかし、大きな電力需要がない中山間の過疎地域では電力の送電網が脆弱であり送電網への接続可能量に限界があり、実際に本県においても、電力会社の送電網への接続の問題で発電施設導入を断念する事態が多くなっています。

これらの問題を解決するために、国の責任において送電網の整備・増強を早急に行う必要があると考えます。

また、送電インフラが整備されるまでの当面の間は、発電事業者が行う蓄電池等の電力調整設備の導入についても国の積極的な支援が必要と考えます。

② 発電事業の検討に当たって重要となる買取価格・期間については、翌年度の買取価格等の見通しが年度末にならないと明らかにならないため、事業計画の策定や資金計画（予算措置）に支障が生じ、事業着手が遅れる場合があります。

このため、発電事業者による計画が促進されるよう、翌年度の買取価格等の決定時期を

早める必要があります。

また、大規模な風力発電については、環境影響評価の実施が必須となるため、3年間と定められている買取価格の優遇期間内の運用開始は困難な状況にあります。小水力発電についても、水利使用に関する許可手続き等で相当の期間を要します。

このため、風力発電や小水力発電については、平成26年度末までの3年間となっている優遇期間を、さらに5年間延長する等、固定価格買取制度の効果的な制度設計を行っていただきたいと考えます。